

2005年度
民事執行・保全法講義
第1回

関西大学法学部教授
栗田 隆

目 次

1. 民事執行の概略（法1条）
2. 強制執行の例：建物明渡の強制執行（法168条）
3. 執行機関（法2条 - 9条）
4. 執行抗告と執行異議（法10条 - 12条）
5. 執行当事者・代理人（法20条・13条）
6. その他（法14条 - 21条）

T. Kurita

2

信用秩序の基盤としての民事執行法

- 人間は一人では生きていけない。
- 他人との協力の基礎となる信頼
- 経済取引における信頼は、信用と呼ばれる。
- 強制手段のある場合の方が相手を信用しやすい。

- 自力救済の禁止

T. Kurita

3

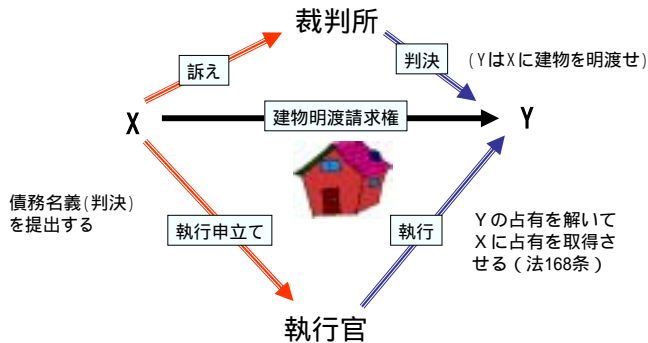
民事執行の4つの形態（1条）

- 強制執行 私法上の権利の一般的な強制的実現方法である（[法22条](#)以下）
- 担保執行（担保権実行） 担保権の強制的実現方法である（[法180条](#)以下）
- 形式競売 共有物の分割の場合のように、物を公正な価格で売却するための手続（[法195条](#)）。この競売は権利の強制的実現のための競売ではない。
- 財産開示手続（196条以下）

T. Kurita

4

具体例：建物明渡の強制執行



T. Kurita

5

執行機関(2条)

- 裁判所
- 執行官 地方裁判所に置かれる。収入は、手数料制。但し、手数料が一定の額に達しないときは、国庫から補助金を受ける(裁判所法62条4項)。
- 例外的に、少額訴訟債権執行については、簡易裁判所の裁判所書記官が執行機関となる(167条の2)。

T. Kurita

6

執行機関の特性に応じた役割分担

- 裁判所 デスクワーク中心
 1. 強制執行：不動産執行、船舶執行、債権執行、作為・不作為執行
 2. 担保執行：強制執行の場合と同じ(不動産、船舶、債権)
 3. 財産開示手続
- 執行官 現場に出向くことが必要な仕事
 1. 強制執行：動産執行、物の引渡・明渡の執行
 2. 担保執行：動産担保権の実行

T. Kurita

7

執行裁判所(3条)

- 裁判所が執行機関となる場合 法律の規定により執行処分を行うべき裁判所。例：法44条
- 執行官が執行機関となる場合 執行官の所属する地方裁判所。執行官の監督・協力。例：法168条1項・11条1項2文・8条1項。
- 簡易裁判所書記官が執行機関となる場合 裁判所書記官が所属する簡易裁判所(167条の3)。裁判所書記官の執行官の監督・協力。

T. Kurita

8

執行裁判所における審理・裁判（4条・5条）

- 任意的口頭弁論（4条）
- 審尋（5条） 執行債権者・執行債務者にかぎらず、広く利害関係人を審尋することができる。審尋の要否に関する規定の例：
 1. 法83条3項
 2. 法145条2項
- 裁判の形式 決定（民訴87条1項但書き）。決定は告知により効力を生ずるのが原則であるが、確定が必要なものも多々ある。例：12条2項

執行官の職務範囲

- 法定事務
 1. 独立の執行機関として、動産執行・物の明渡・引渡執行
 2. 共助機関として、不動産執行における売却の実施（64条3項）
- 裁定事務 法律の規定に基づき個々の裁判で執行官の職務とされる事務。
 1. 不動産の強制管理人（94条1項）
 2. 代替執行（民法414条2項、民執法171条）

執行官の職務執行（1）

- 執行官等の職務の執行の確保（6条1項） 威力を用い、警察上の援助をもとめることができる。
- 立会人（7条） 職務の公正を期し、無用な疑いが生じないようにするためである。
 1. 住居主またはその親族等
 2. 市町村の職員、警察官
 3. その他証人として相当と認められる者

執行官の職務執行（2）

- 休日又は夜間の執行（8条） 執行裁判所の許可が必要。
- 身分証明書等の携帯と提示（9条）

裁判所書記官

- 執行共助機関。
- 固有の権限が拡大され、次のような権限を有する。
 1. 予納費用額の定め（14条1項）
 2. 差押の登記・登録等の囑託（48条1項など）
 3. 公告・催告・通知（49条2項など）
 4. 売却代金の交付・供託金の支払委託（規則61条・73条）
- 少額訴訟債権執行においては執行機関となる。

違法執行と不当執行

- 違法執行 手続法規に反した執行。手続中の是正手段は、執行抗告（10条）・執行異議（11条）。
- 不当執行 実体法上なされるべきでない執行。実体法上の権利関係の確定が必要となるので、判決手続きにより審理裁判する必要がある。手続中の是正手段は、原則として、請求異議の訴え（35条）、第三者異議の訴え（38条、194条）・担保権不存在確認の訴え。例外的に執行異議・執行抗告が許される場合がある：法182条。

執行抗告

- 濫抗告による手続きの遅滞を避けるため、特に認められた場合にのみ許される。

執行抗告が許される場合の分類（中野教授）

- 執行手続ないし執行救済を終了させる裁判 執行手続取消決定（12条1項）、執行申立却下決定（14条3項）など
- 特別の中間処分 売却のための保全処分の申立についての裁判（55条6項・77条2項）等
- 実体関係の変動ないし確定を生ずる裁判 売却の許可・不許可の決定（74条1項）、引渡命令の申立についての裁判（83条4項）など

執行抗告の手續

- 抗告状の提出先 原審（10条2項）
- 提出期間 抗告の対象となる裁判の告知を受けた日から1週間（不変期間）
- 理由書提出強制（10条3項-5項）
- 執行停止 判決手續の即時抗告と異なり、裁判所の裁量により執行停止が命じられる（10条6項）。

執行異議（11条）

- 異議の対象
 1. 執行裁判所の執行処分で、執行抗告ができないもの。執行処分の遅怠も含む。
 2. 執行官の執行処分とその遅怠。
 3. 少額訴訟債権執行における裁判所書記官の執行処分（167条の4第2項）。
- 異議事由
 1. 原則として手続的・形式的瑕疵
 2. 例外：担保執行の場合の担保権の不存在等（182条）

執行異議の手續き

- 異議申立期間の制限はない。執行抗告の場合と対照的。
- 執行停止の仮の処分がある（11条2項・10条6項）。
- 異議についての裁判に対して、執行抗告することができる場合がある。例：執行手續取消処分に対する異議を却下する決定（12条1項）

執行当事者

- 対立構造
 1. 執行を求める者 債権者（差押債権者、配当要求債権者）、申立人、申請人
 2. 相手方 債務者、所有者、相手方、被申請人
- 各当事者は当事者能力と訴訟能力を有していることが必要である（民執20条、民訴28条・29条）。債務者についても、訴訟能力が必要である。

執行当事者の確定

- 強制執行の場合 執行正本（51条）の表示によって定まる。25条 - 27条参照
- 担保執行の場合 競売申立書の記載により定まる。
- 執行当事者以外の者に対して執行がなされた場合、第三者は第三者異議の訴えにより執行を排除できる。

執行当事者適格

- 特定の民事執行において、債権者または債務者となり得る資格。
 1. 強制執行 基本となる債務名義の執行力の主観的範囲により定まる（23条）。
 2. 担保執行
 - 債権者 = 現在の担保権者
 - 債務者 = 担保権の目的物の現在の帰属主体

代理人資格（13条）

- 判決手続きほどに複雑な判断が必要でない場合も多々あるので、代理人資格が緩和されている。
 1. 訴訟代理人となりうる者
 2. その他の者で執行裁判所の許可を得たもの。

費用

- 費用の予納（14条）
- 費用の最終負担者
 1. 執行費用（強制執行の費用で必要なもの）
執行債務者の負担（42条・194条）
 2. その他の費用 費用が生ずる行為をした者

担保の提供（15条）と保証の提供

- 担保 特定の他人に対して負うことのある債務の支払いを確実にするための措置（例：10条6項）
- 保証 履行確保等の目的でなされる措置（例：66条・80条・117条1項）
- 担保提供方法として、銀行等の金融機関による支払保証も認められている（規則10条）
- 保証の提供についても、基本的に同じ（規則40条1項4号・法117条5項など）

その他

- 送達の特例（16条）
- 事件記録の閲覧等（17条）
- 官庁等への援助要請（18条）
- 専属管轄（19条）
- 民事訴訟法の準用（20条）
- 最高裁判所規則（21条）